

個人住民税特別徴収について

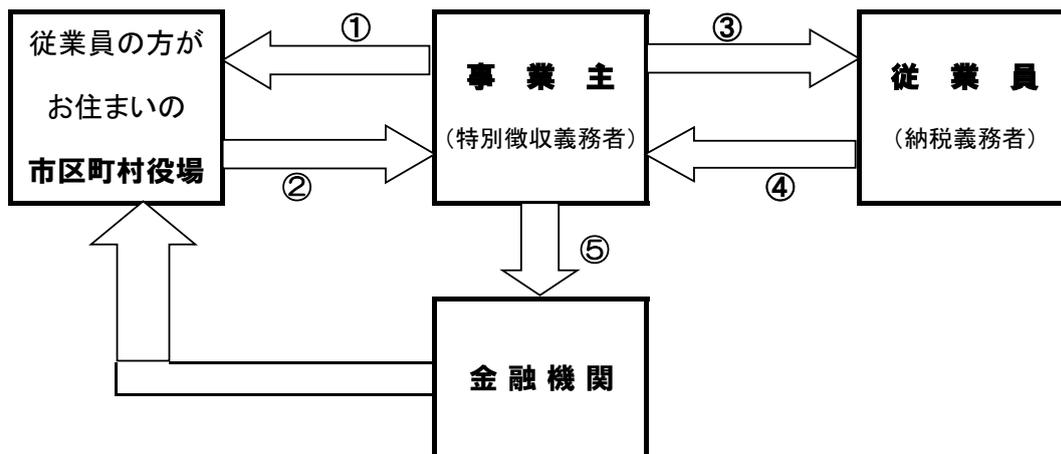
従業員の所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)の方は、原則として個人住民税(市町村民税及び県民税)についても特別徴収(給料天引き)する義務があります。宮城県と県内市町村は、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主の皆様への特別徴収義務者への移行をお願いしております。また、白石市では、平成26年度から特別徴収が行われない事業主の方について、特別徴収義務者の指定を行います。

○特別徴収制度とは・・・？

事業主(給与支払者)の方が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きして納める制度です。

○特別徴収の具体的な流れ

- ① **事業主(給与支払者)→市町村役場税務課** **1月31日まで**
事業主(給与支払者)の方は、給与支払報告書(総括表)を従業員の1月1日現在の住民登録地である市町村に提出します。その際、特別徴収する従業員の人数を記入、給与支払報告書も誰の分を特別徴収するかを分かるようにして提出します。
- ② **市町村役場(税務課)→事業主(給与支払者)** **5月10日頃**
市町村役場(税務課)は従業員毎の年税額を決定し、事業主(給与支払者)が各従業員から給料天引きし、当年6月から翌年5月まで月毎に納める税額の通知をします。その際、従業員の方々に配布していただく個人毎の年税額、月額を記入した税額決定通知も同封いたします。
- ③ **事業主(給与支払者)→各従業員** **5月31日まで**
事業主(給与支払者)の方より市町村役場(税務課)から送付された従業員個人毎の税額決定通知書を従業員の方々に配布していただきます。
- ④ **各従業員→事業主(給与支払者)** **6月～翌年5月まで**
各従業員の方は特別徴収(給料天引き)により月毎の税額を事業主(給与支払者)の方に支払います。
- ⑤ **事業主(給与支払者)→金融機関** **6月～翌年5月まで**
事業主(給与支払者)の方は、各従業員から特別徴収(給料天引き)した税額を翌月10日までに金融機関に納付していただきます。



○納期の特例(年2回納入)

原則として、特別徴収は、6月から翌年5月までの12回毎月納入していただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業主(給与支払者)に限り、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村に申請書を提出し、承認を受けた場合には、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分までを6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」を利用できます。

普通徴収と特別徴収(図解)

※(株)白石太郎商事の場合

①普通徴収(個人で納付)

事業主	納税義務者	市県民税 税 額	年4回 自主納付			
			1期 6月末まで 納付	2期 8月末まで 納付	3期 10月末まで 納付	4期 1月末まで 納付
(株) 白石太郎 商 事	従業員 A	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	従業員 B	48,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	従業員 C	72,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	従業員 D	96,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	従業員 E	120,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	従業員 F	144,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	従業員 G	168,000	42,000	42,000	42,000	42,000

②特別徴収(給料天引き)

事業主	納税義務者	市県民税 税 額	毎月の給料(年12回)で納付												
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
(株) 白石太郎 商 事	従業員 A	24,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	従業員 B	48,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	従業員 C	72,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	従業員 D	96,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	従業員 E	120,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	従業員 F	144,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	従業員 G	168,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

事業主が 7月10日 まで 一括で納付 56,000	事業主が 8月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 9月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 10月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 11月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 12月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 1月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 2月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 3月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 4月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 5月10日 日まで 一括で納付 56,000	事業主が 6月10日 日まで 一括で納付 56,000
--	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---	---

○毎月、従業員毎の税額を給料天引きし、金融機関に向いて納税するようになります。